

議案第 8 3 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市宇福寺児童館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市宇福寺児童館指定管理者

- 1 指定に係る施設の名称
北名古屋市宇福寺児童館
- 2 指定の相手方
北名古屋市宇福寺天神46番地3
NPO法人次世代健全育成サポートあひるっこ
代表者 中 田 るり子
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

施設及び法人の概要

1 施設の概要

(1) 名称

北名古屋市宇福寺児童館

(2) 所在地

北名古屋市宇福寺長田28番地

(3) 敷地面積

793.20 m²

(4) 施設規模

鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 169.24 m²

延べ床面積 275.44 m²

(5) 施設内容

集会室、遊戯室、図書室、湯沸室、事務室、倉庫、便所、自転車置場

(6) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前9時30分から午後6時まで（ただし、児童クラブについては、午後7時30分まで。また、休館日を除く学校休業日は、午前7時30分から）

イ 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(7) 利用状況

令和4年4月から令和5年3月までの実績

利用人数 22,228人

(8) 利用料

無料

(9) 指定管理者制度導入年月日

平成17年4月1日

2 「NPO法人次世代健全育成サポートあひるっこ」の概要

(1) 主たる事務所

所在地 北名古屋市宇福寺天神46番地3

(2) 目的

乳幼児、児童、父兄、地域住民に対して、子ども達の健全育成や、まちづくりの推進をはかり、地域住民と協力して明るい未来の社会に寄与することを目的とする。

(3) 組織（令和5年4月1日現在）

ア 理事長 中田 るり子

イ 役員 理事長、副理事長、理事6名、監事1名

ウ 職員 88名

(4) 指定管理者としての実績

ア 宇福寺児童館の指定管理者 平成17年4月1日から現在まで

イ 陽だまりハウスの指定管理者 平成17年10月1日から現在まで

ウ 六ツ師児童館の指定管理者 平成21年4月1日から現在まで